## 審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		社会福祉	社会福祉法人等による保護施設の設置の認可					
根拠法令及び条項		1 生活保護	生活保護法第41条第3項					
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)							
	□無(根拠	拠:第3条第2項第 号に該当)						
	公表 ■す	■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)						
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)							
	生活保護法第41条第3項							
	3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条第一項の基							
	準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。							
	<ul><li>一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。</li></ul>							
	二 その保	二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保						
	護施設の設置	ります。 受置が必要であること。						
	三 保護の	三 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。						
審査基準設定年月日		年	月 日	審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日	
■有(第5条において準用する第3条第					に該当する場	合を含	む。)	
標準処理期間		期間(申請があった翌日から起算して90日以内)						
		□無(根拠:	第5条におい	ヽて準用する第3条	第2項第 号	に該当	)	
標準処理期間設定年月日		平成26年	₹12月22日	標準処理期間 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		福祉部		保護管理課				
備考								

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。